

# 委託業務における情報共有システム活用試行要領

令和6年3月12日  
環境森林部自然環境課

## (趣旨)

第1 この要領は、環境森林部が発注する森林土木事業の調査・測量・設計業務において、情報共有システムの活用を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

### (2) 帳票

本要領における帳票とは、宮崎県森林土木事業 調査・測量・設計業務等共通仕様書で定義する「書面(※)」をいう。具体的には、「承諾」「協議」「提出」「提示」「報告」及び「通知」の行為に必要な帳票及びその添付書類をいう。

※ 書面とは、手書き、印刷等による打合簿等をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告及び通知が行われた帳票については、署名又は押印がなくても有効とする（地質・土質調査業務共通仕様書第1102条用語の定義、測量業務等共通仕様書第2102条用語の定義、設計業務等共通仕様書第3102条用語の定義）。

## (対象)

第3 情報共有システム活用試行対象業務は、特記仕様書において、「情報共有システム活用試行対象業務」である旨を記載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注者の同意があった場合は、受注者は情報共有システムを活用することができる。ただし、受注者は着手前に発注者に協議（業務委託打合記録簿による（別紙1）。）するものとする。

3 受注者は、着手前に、第4に示す情報共有システムを選定し、発注者に連絡するものとする。

4 受注者は、情報共有システムを活用しない場合は、着手前に、発注者に対して情報共有システムを活用しない理由を明らかにした上で、活用しない旨を協議するものとする。

## 特記仕様書記載例

### 第〇条 情報共有システムの活用

本業務は、情報共有システム活用試行対象業務とする。

試行にあたっては、「委託業務における情報共有システム活用試行要領（令和6年3月12日）」に基づき行う。

試行要領は、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共工事・建築・土木>技術基準>【環境森林部】建設工事等における情報共有システム活用の試行について）に掲載している。

### （情報共有システム）

第4 利用できる情報共有システムについては、別に定める。

### （帳票）

第5 情報共有システムで交換・共有する帳票については、別に定める。

### （成果品）

第6 情報共有システムで交換・共有した帳票は、「電子納品ガイドライン【業務編】（令和3年3月）」に基づく電子納品を原則とする。

なお、電子成果品の仕様等については、別に定める。

### （セキュリティ対策）

第7 セキュリティ対策については、別に定める。

### （その他）

第8 この要領に定めるもののほか、委託業務における情報共有システム活用の試行に関し必要な事項については、別に定める。

### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。